

2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情

受 理 年 月 日 令和2年2月13日

陳 情 者 東大和市芋窪1-1998-31
市民のための市政をつくる会
代表 田中 清春
東大和市向原6-1389-3
市民のための市政をつくる会
事務局長 柳下 進

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

市が見直しを検討している公民館等の使用料見直し（有料化）は市民の交流場所・機会の創出という時代の要請、東大和市の公民館文化とも言える財産に多大な影響を与える恐れがある。そこで、市が方針決定する前に市民にその検討内容の説明や市民が意見を述べる機会を求めるもの。

陳情理由

1. 市は「平成27年6月の使用料・手数料見直しに係る基本方針」の中で、これまで使用料の徴収をしていない施設の目的に沿った利用に伴う使用料の設定、減額・免除のあり方、原価計算のあり方等について、今後整理が必要な項目として位置づけている。
2. 対象とする使用料は、集会所、老人福祉施設、市民農園、学習等供用施設、郷土博物館、公民館、小中学校施設とある。
3. 2のうちの、集会所、学習等供用施設、公民館については、目的に沿った利用についての使用料の規定はなく、目的外利用の場合のみ使用料を徴収するとある。また、老人福祉施設は、利用料は無料とする規定がある。
4. 上記施設の平成29年度の一般利用は次のとおり。

5 公民館 148,915人

学習等供用施設、新堀 90,827人

6 集会所 60,810人

5 老人福祉センター 50,025人 風呂利用11,373人

(市作成、東大和市立公民館条例、平成29年度実績使用料合計等から引用)

5. これらの施設について、市は条例の定めと真逆の有料化を検討している。そのスケジュールは添付の資料のとおり。そのスケジュールの項目の中に、基本方針公表とあるが、市民への説明や市民の意見を求める項目がない。
6. 公民館等には、その設置目的「市民の教養の向上、健康の増進、レクリエーション等」に沿い半世紀にわたる市と市民が協働して培ってきた文化とも言える歴史がある。
7. 市が進めている検討は、これに影響を大きく与えるばかりでなく、世の中の趨勢、地域住民の交流場所・機会の創出という時代の要請にも逆行する。
そこで、市が方針決定する前に市民に対しその検討内容の説明と市民が意見を述べる機会を求めるものである。